

答 申 案 件 の 概 要

件名	土地境界、戸山団地造成にかかる承諾書についての一部開示決定処分に対する異議申立て (情報公開・個人情報保護審査会答申第32号)						
経緯	開示請求年月日	平成26年8月29日	異議申立年月日	平成26年10月24日	担当課	開示決定等	東青地域県民局地域整備部管理課
	開示決定等年月日	平成26年9月11日	諮問年月日	平成26年11月17日		異議申立て	監理課
対象行政文書	(1) 境界確定協議申請書 (2) 戸山住宅団地分限図 (3) 土地境界、戸山団地造成にかかる承諾書						
本件処分の内容	一部開示決定 (不開示部分) 対象行政文書(3)における土地所有者の承諾に係る印影(以下「本件情報」という。) (不開示理由) 青森県情報公開条例(平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。)第7条第3号(個人情報)該当個人に関する情報であって、公にすることにより個人の権利利益を害するおそれがあるため。						
異議申立ての趣旨	本件情報についての不開示決定を取消し、開示するとの決定を求める。						
審査会の結論	青森県知事(以下「実施機関」という。)が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。						
審査会の判断要旨	<p>○ 不開示情報該当性(条例第7条第3号)について</p> <p>(1) 本件情報について</p> <p>ア 本件処分においては、本件行政文書に記載された隣接する土地の所有者の氏名は開示されているので、本件情報は、「<u>個人に関する情報</u>」であり、当該氏名と照合することにより、「<u>特定の個人を識別することができるもの</u>」に該当すると認められる。 よって、本件情報は、条例第7条第3号本文に該当する。</p> <p>イ 本件情報は、<u>個人の印影</u>であり、「<u>法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報</u>」に該当しないと認められる。 以上から、本件情報は、<u>条例第7条第3号ただし書イに該当しない</u>。</p> <p>(2) よって、<u>本件情報は、条例第7条第3号に該当する</u>。</p> <hr/> <p><結論> 以上のとおり、本件情報は条例第7条第3号に該当する。</p>						